

2021年 8月24日

広島大学長
越智光夫殿

広島大学教職員組合
執行委員長 神野礼斉

10月1日制度改正事案について組合意見等

貴職の奮闘と当組合活動へのご理解とご協力に敬意を表します。

8月19日（木）開催の表記協議の説明会を受け、以下申し上げます。

1. 新年俸制の見直しについて

大枠としては新年俸制のC（良好）区分を3号俸→4号俸へ変更し、月給制のC区分の同レベルの4号俸に引き上げるものであり、その分、上位ランクのS（極めて優秀）は9号俸（+給与外インセンティブ）→8号俸（+給与外インセンティブ）、A（特に優秀）は9号俸→8号俸、B（優秀）は7号俸→6号俸に引下げになる。また、D（やや良好でない）区分は1号俸から2号俸へ引上げになる。

見直し適用は令和3年10月1日以降の採用者については問題ないが、令和3年9月30日現在の現構成員への変更は全体の30%を占める上位者S～Bランクに対して不利益が発生する。具体的には実数にして新年俸制は現在200人程度適用ということであり、計算すると約30%の上位ランク60名に不利益が発生する。なお、全体の約70%を占めるC区分等への変更には問題がない。年俸制が旧、新、見直し後の新と3つ発生し、将来的には事務作業の煩雑を避けるため、新年俸制の号俸一本化はやむを得ないとするとしても、移行期間を設ける等の工夫が必要となるかもしれない。

2. 給与支給日の変更について

まずは現行の給与支給日は毎月17日であるが、それを21日（土日祝の場合は前日支給）に変更するご提案である。10月1日制度改正であるが、次年度4月1日施行である。次に、併せて、給与明細票の発行を紙媒体からWEBにするための試行を法人本部において当年8月～12月にかけて行うというご報告である。

支給日の変更理由は月末、月初の「毎月の時間労働の削減」を図り、当該時期の

年休取得、子育て・介護と仕事の両立を図るということが大きなポイントである。

しかし、背景には職員の増員がなされていない人手不足に主因があり、給与計算事務の締切りを後にずらすのみで、職員の労働環境の改善に結びつくかは甚だ疑問がある。残業時間の削減目標、作業人員の設定を明確にされ、結果、休暇の取得に結びついたかをしっかり検証してほしい。また、後に期日をずらすことで、各受給者は現在、支給日から起算して設定している各種引き去り等の設定を同じく後ろにずらすという銀行への変更手続きが必要となるだろう。これについては多くの銀行では約 5000 円等の変更手数料がかかり、もしくはローン等においては変更できない金融機関もある。これらは特にパートタイム勤務者には大きな金額となる。その旨をしっかりと構成員へ広報された上で、進めていただいきたい。なお、本件に関して「賛同する」「しない」「どちらでもよい」というアンケートを実施されているが、上記のような具体的な説明や情報を与えずに行われたアンケートでは当然「どちらでもよい」が 57%と多数を占める結果となる。利用者へのメリットデメリットを含め、説明や情報が与えられた上で実施されたならば、「どちらでもよい」57%、「賛同する」35%は変化する可能性がある。従前、組合からアンケートを実施する際は学内における情報分析の専門家へ相談してから行うようにと助言もしているが、そのあたり、しっかり事前準備をしてほしい。

また、支給日の変更をすることにおいて、勤務労働条件の改善が少しでも進むのならば、細かなことは問わないが、併せて WEB 明細の発行に取り組む場合、逆に勤務時間の増加が懸念される。可能であるならば改善が改善となるかを一つ一つ検証されながら進められたほうがよいと考える。また WEB 導入の懸念は記録という役割について今一つ頼りない点である。過去、社会問題として作業者の入力ミス等で年金受給に問題がおきた事件は記憶に新しいが、その際に自身の社会保険料等の支払いを証明できるのが給与明細である。年金事務所への確認にも重要な書類である。当組合でも労働の対価として受け取る給与についての明細は大切に保管するようにと学習会を含めた活動をしてきた。貴大学のほうからもその旨を構成員に周知し、給与明細について自身の標準報酬月額、社会保険料等を含めしっかり認識し、将来的に安心な生活設計への注意を促してほしいことを申し添える。

3. 会議等手当の廃止について

本議題は簡素化により余剰となった資金を何に使うかが課題である。その議論を継続したい。

以上